

厚生労働省保健局国民健康保険課 様
同 援護局地域福祉課 様
同 社会援護局保護課 様
総務省地方税課 様

2020年4月1日
全国生活と健康を守る会連合会

新型コロナウイルスから生活と健康を守るための要望書

市民生活向上のため日ごろからの努力に感謝いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が進み、いまだ収束の見通しが持てないままです。感染防止のため政府による思い切った対策と、官民の努力が求められています。同時に日本経済は消費税増税でGDPがマイナス7%と打撃を受けているところに、学校の一斉休校や外出の減少などで倒産、廃業、失業などの追い打ちを受けています。飲食店やホテル・観光、サービス業は売り上げが激減です。また建設関連でも中国から部品や資材が入らないなどで仕事がストップしているところ生まれるなど、あらゆる分野で影響が出ています。

政府は、休職に対して雇用調整助成金、特別休暇への1日8330円の助成を発表しましたが、これらは事業所で対応や負担の持ち出しが必要で、補償がされるかどうかの保証はありません。いま最も影響を受けているのは、パートや非正規など不安定雇用で働いている方、中小業者・企業のみなさんです。国の強力な支援策が求められています。

そこで、下記事項について速やかに対策を取られることを要望いたします。

【記】

1、相当程度の長期の被害の発生を想定した災害対策として取り組んでください。

2、国民健康保険について

- (1) 現在滞納している人も含めて納付困難の申し出があれば、徴収猶予を行い、延滞金の免除も実施してください。
- (2) 被害を受けているかどうかの調査においては、本人の申し出により聞き取りでも判断し、迅速に対応してください。
- (3) 国保料（税）の減免を災害時に準じて積極的に実施してください。
- (4) 一部負担金減免は、年金生活者などの「恒常的低所得者」にも適用し、入院費に加え通院費も対象にしてください。

(5) 資格証明書を交付している世帯に、無条件で短期保険証を交付してください。

3、住民税について

- (1) 低所得など貧困により納付が困難な世帯、所得が減少した世帯に住民税を減免してください。
- (2) 現在滞納している人も含め納付困難の申し出があれば、徴収猶予を行い、延滞金の免除も実施してください。
- (3) 被害を受けているかどうかの調査においては、本人の申し出により聞き取りでも判断し、迅速に対応してください。

4、生活福祉資金について

- (1) 緊急小口資金貸付は、必要な人が貸し付けを受けられえるよう柔軟に行ってください。貸し付けは申請後2営業日までに払い込みを行ってください。
- (2) 被害を受けているかどうかの調査においては、本人の申し出により聞き取りでも判断し、迅速に対応してください。
- (3) 償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還金は、特例貸付以前のものも含め、免除してください。

5、生活保護について

- (1) 緊急に保護が必要な世帯から申請があった場合は、扶養照会や資産調査は後にまわし、福祉事務所長の判断で速やかに決定し、保護を開始してください。
- (2) 生活保護制度の周知徹底を図り、制度利用を図ってください。

以 上

^ ¥ 「新型コロナウイルスから生活と健康を守るための要望書」への回答

全国生活と健康を守る会連合会は、新型コロナウイルスから生活と健康を守るために厚生労働省・総務省に交渉を申し入れました。しかし、「今、交渉はできない」ということで、要望書に対し4月8日に文書回答が届きました。太字が要求項目です。

厚生労働省

1. 相当程度の長期の被害の発生を想定した災害対策として取り組んでください。

御指摘のとおり、長期の対応も想定した上で、今後の国内での健康被害を最小限に抑えるため、感染拡大防止及び重症化予防に向けて、関係省庁と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

(新型コロナウイルス感染症対策本部技術総括班・青柳・03-3595-3489)

2. 国民健康保険について

(1) 現在滞納している人も含めて納付困難の申し出があれば、徴収猶予を行い、延滞金の免除も実施してください。

- 1 徴収猶予については、特別の理由がある者に対し、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされている。
- 2 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、都道府県に対し、保険者が条例に基づく徴収猶予等について、周知を含め適切に対応するよう依頼したところ（令和2年3月10日付事務連絡）。
- 3 延滞金についても同様に、各市町村の条例等に基づき適切にご対応いただきたいと考えている。

(保険局国民健康保険課・高橋明弘・03-3595-2565)

(2) 被害を受けているかどうかの調査においては、本人の申し出により聞き取りでも判断し、迅速に対応してください。

(3) 国保料（税）の減免を災害時に準じて積極的に実施してください。

- 1 国民健康保険料（税）の減免は、市町村（保険者）が条例に基づき実施することから、各市町村において適切にご対応いただきたいと考えている。

(保険局国民健康保険課・高橋明弘・03-3595-2565)

(4) 一部負担金減免は、年金生活者などの「恒常的低所得者」に適用し、入院費に加え通院費も対象にしてください。

- 1 医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から一部負担金を求めている。
- 2 一部負担金の減免は、災害や失業による収入の減少などの特別の理由がある方について、市町村（保険者）が行うことができることとするものであり、各市町村において適切にご対応いただきたいと考えている。

(保険局国民健康保険課・福島結子・03-3595-2565)

(5) 資格証明書を交付している世帯に、無条件で短期保険証を交付してください。

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取

扱いについては、令和2年2月28日付けの通知において、被保険者資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととし、医療関係者への周知を図っているところ。（保険局国民健康保険課・高橋明弘・03-3595-2565）

4. 生活福祉資金について

- (1) 緊急小口資金貸付は、必要な人が貸し付けを受けられるよう柔軟に行ってください。貸し付けは申請後2営業日までに払い込みを行ってください。
- (2) 被害を受けているかどうかの調査においては、本人の申し出により聞き取りでも判断し、迅速に対応してください。
- (3) 償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還金は、特例貸付以前のものも含めて免除してください。

1. 収入の減少等により当面の生活費が必要な方が貸付を受けられるよう、「生活福祉資金貸付制度」に特例を設け、従来の低所得世帯の要件を緩和することとした。貸付に当たっては、当座の生活費が手元になく、生活に切迫している者について、事務を前倒しし、基本的に相談から2日程度（翌々日の営業日）で貸付を行うよう、貸付事務の迅速化を図っている。
2. 収入の減少に関する確認については、給与明細のほか、預金通帳等による確認も認める運用とし、柔軟に対応することとしている。
3. 償還免除の特例については、あくまでも、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例であり、本則として貸し付けられたケースへの適用は考えていない。（社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・櫻井琢磨・03-5253-1111内線2231）

5. 生活保護について

- (1) 緊急に保護が必要な世帯から申請があった場合は、扶養照会や資産調査は後にまわし、福祉事務所長の判断で速やかに決定し、保護を開始してください。

○ 生活保護制度については、

- ・ 資産、稼働能力その他あらゆるものを活用いただくこと
- ・ 他法他施策を優先することが、生活保護法上の基本原理である。

このため、保護の決定にあたっては、各種調査に速やかに着手し、必要な調査は全て実施する必要があると考えている。やむを得ず、各種調査の結果がそろわないままに、保護の決定を行った場合には、調査結果の判明後、速やかに保護の可否等について決定した内容を再確認することとしている。

○ なお、生活保護が必要な方に確実に保護を実施することが重要であり、今般の社会・経済状況を踏まえ、保護の決定にあたっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うなど、適切な運用が行われるよう3月10日に事務連絡を発出したところである。引き続き、生活保護が必要な方に確実に保護を実施されるよう、努めてまいりたい。

- (2) 生活保護制度の周知徹底を図り、制度利用を図ってください。

○ 生活保護制度については、

- ・ 普段から、生活保護の要件や申請方法などについて、ホームページの活用や「保護のしおり」の

作成により周知を行う取組をしているほか、

- ・生活保護が必要な方について、生活困窮者自立支援制度の窓口と、福祉事務所の窓口が連携するよう依頼する取組等を行ってきたところであり、引き続き、周知を進めていく。

(社会・援護局保護課・千葉・内線2835)

総務省 (自治税務局市町村税課)

3. 住民税について

- (1) 低所得など貧困により納付が困難な世帯、所得が減少した世帯に住民税を減免してください。**
- (2) 現在滞納している人も含め納付困難の申し出があれば、徴収猶予を行い、延滞金の免除も実施してください。**
- (3) 被害を受けているかどうかの調査においては、本人の申し出により聞き取りでも判断し、迅速に対応してください。**

1. 地方税法上、地方団体の長は、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別な事情がある者について、条例の定めるところにより、住民税を減免することができることとされているところ
です。
2. また、3月18日(水)に新型コロナウイルス感染症対策本部で取りまとめた「生活不安に対応するための緊急措置」において、地方税についても、「国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する」こととされた
ところ
です。
3. こうした方針に沿って、同日、各地方団体に対し、徴収の猶予等の措置についての通知を
発出し、
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い想定される事例を示しつつ、納税者の置かれた状況に十分
配意して、適切に対応するよう要請したところ
です。